

広島県告示第五百二二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十年五月十二日認可した。

平成二十年五月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

江の川漁業協同組合

2 住所

三次市三次町一八五七番一号

二 免許番号

内水共第五十六号

三 変更の内容

第六条第三項第二号から第二十九号を削り、新たに第二号として「その他組合が指定する場所」を加える。

同条に第四項として、新たに「前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。」を加える。

附則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。